

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室

遺棄化学兵器処理事業参与(非常勤一般職国家公務員)募集要項

1 採用内容

- (1) 職 名： 内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室
遺棄化学兵器処理事業参与
- (2) 身 分： 非常勤の一般職国家公務員
- (3) 採用予定者数： 1名
- (4) 任 期： 令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日まで

2 職務内容

当室は、化学兵器禁止条約に基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器を廃棄処理する事業を行っています。

詳しくは内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp/acw/index.html>) をご覧ください。

遺棄化学兵器処理事業参与は、職員の一員として本事業を円滑に進めるために必要な業務のうち、専門的な知識と経験を必要とする業務を行っていただきます。

具体的には、採用者の専門性・経験等を勘案しつつ、必要とする業務内容範囲を適宜指定させていただき、遺棄化学兵器処理担当室長の下、担当参事官等の指示に従い、関係国や委託業者等との協議、OPCW等の国際機関における会議・行事への対応や各種資料の作成等を行っていただきます。

今回は、英語の翻訳、通訳等に従事していただく方の公募を行います。

【英語翻訳・通訳】

(主な業務)

- (1) 英語翻訳及び関連資料等の作成及び英文チェック
- (2) 関係国及び国際機関における会議・行事や委託事業者等との会議における英語通訳
- (3) 担当事業に関する重要事項の英語文献調査、分析及び外部翻訳資料のチェック等

3 応募資格等

次の条件に該当する方

- (1) 大学卒業後、英語の通訳、翻訳業務に10年以上従事した経験年数を有するとともに、最近の5年以内に計2年以上、ある程度コンスタントに通訳業務を行った実績がある方。
- (2) パソコンの操作経験を有し、Microsoft Word、Excel、PowerPoint等の資料作成ソフトを操作し、資料作成ができる方。
- (3) 心身ともに健康で、中国等海外への出張が可能な方。

4 欠格事項

以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 応募者本人又は生計を一にする者が本事業と利害関係を有している又はその可能性のある企業に勤務していて、今後も勤務又は兼務する場合には、採用をお断りする場合があります。

5 勤務条件

- (1) 勤務地：東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館
- (2) 勤務時間等：原則として、週 3 日（ただし、出張時、繁忙期には週 5 日を超える勤務の可能性有）で、9 時 30 分から 18 時 15 分（うち、12 時 00 分から 13 時 00 分は休憩時間）
 - ※土日、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は原則として休み。
 - （ただし、業務の都合により出勤となる場合有り。）
 - ※必要に応じ、超過勤務有り。
- (3) 給与：日額 23,700 円～29,500 円(能力経験等により決定します。)、通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあつては原則として 6 箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）、超過勤務手当
 - ※賞与なし、退職金制度なし。
 - ※法令等の改正により日給等が変更となる場合あり。
- (4) 休暇：年次休暇(有給)及びその他の休暇(非常勤国家公務員の規定を適用)
- (5) 勤務：国家公務員法を準用（一部規定を除く）
- (6) その他：所定労働日数が週 3 日で決定した場合は、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険及び雇用保険の適用有り。

6 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 履歴書（市販履歴書に自筆で記入、顔写真（カラー、パスポートサイズ、3 カ

月以内に撮影したもの)を添付)

- ② 志望理由書(A4縦、横書。自らが事業参与に適任であること、どのような貢献ができるか等を400字程度にまとめたもの)
- ③ 職務経歴書(A4縦、横書。これまで従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの)

※応募書類は返却いたしません。

※応募の秘密は厳守いたします。

(2) 提出方法

郵送による。なお、封筒表面に朱書きで「事業参与(英語翻訳・通訳)応募書類在中」と記載のこと。

(3) 提出先(宛先)

〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館8階

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室 事業参与採用担当

(4) 提出締切

令和7年2月7日(金) 必着

7 選考方法

(1) 1次選考 書類選考

(2) 2次選考 筆記試験、面接試験(英語による口述試験を含む。)

書類選考(1次選考)の結果、面接試験等(2次選考)を実施する場合は、あらかじめ面接試験等の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※1 口述試験においては、ある程度専門的な用語を用いますので、当室のHP等を見て、事前学習をお願いします。

※2 応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行います。

8 その他

採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得手続きをしていただくこととなります。

9 問い合わせ先

〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館8階

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室 事業参与採用担当

電話 03-5253-2111(内線42005)

<所在地図>



(最寄駅)

地下鉄東京メトロ

- 丸の内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」下車 A13番出口から徒歩5分
- 丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」下車 4番出口から徒歩5分
- 銀座線 「虎ノ門」下車 6番出口から徒歩5分